

奈良県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和
高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 前田 禎郎 宇陀市榛原高井四八八―二